

平成二十五年内閣府令第六十八号

災害救助法施行令第一条第一項第三号の内閣府令で定める特別の事情等を定める内閣府令
一条並びに災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号）第一条第一項第三号及び第四号並びに第十二条第二項の規定に基づき、災害救助法施行令第一条第一項第三号の内閣府令で定める特別の事情等を定める内閣府令を次のように定める。

（令第一条第一項第三号の内閣府令で定める特別の事情）

第一条 災害救助法施行令（以下「令」という。）第一条第一項第三号に規定する内閣府令で定める特別の事情は、被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすることとする。
（令第一条第一項第四号の内閣府令で定める基準）

第二条 令第一条第一項第四号に規定する内閣府令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。
- 二 被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

（令第十一条第一項の内閣府令で定める各障害等級に該当する身体障害）

第三条 令第十一条第二項に規定する内閣府令で定める各障害等級に該当する身体障害は、別表に定めるところによる。

（法第十条第二項の内閣府令で定める国に対する弁済の要請）

第四条 災害救助法（以下「法」という。）第二十条第二項の規定による弁済の要請は、内閣総理大臣に対する通知によることとする。

第五条 内閣総理大臣は、法第二十条第三項の規定により弁済しようとするときは、同条第一項の要請を行つた被請求都道府県等に対し、その旨を通知するものとする。

2 内閣総理大臣は、法第二十一条第二項の規定により支払おうとするときは、法第二十条第二項の要請を行つた被請求都道府県等に対し、その旨を通知するものとする。

附 則

この内閣府令は灾害対策基本法等の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年十月一日）から施行する。

附 則（平成三十一年二月二八日内閣府令第五六号）

この府令は、平成三十一年四月一日から施行する。

別表（第三条関係）

級 第	級 等	害 障
七	八	両下肢の用を全廢したもの
六	一	一眼が失明し、他眼の視力が〇・〇二以下になったもの
五	二	両眼の視力が〇・〇二以下になったもの
四	三	神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの
三	四	胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの
二	五	両上肢を手関節以上で失ったもの
一	六	両下肢を足関節以上で失ったもの
一	一	一眼が失明し、他眼の視力が〇・〇六以下になったもの
一	二	咀嚼及び言語の機能を廃したもの
一	三	神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの
一	四	胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの
一	五	両手の手指の全部を失つたもの
一	六	両眼の視力が〇・〇六以下になつたもの
一	七	咀嚼及び言語の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの
一	八	両手の手指の全部の用を廃したもの
一	九	両眼の視力が〇・一以下になつたもの
一	一〇	神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの
一	一一	胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの
一	一二	両耳の聴力を耳に接しなければ大声を解することができない程度になつたもの
一	一三	両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になつたもの
一	一四	一耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が四十センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの
一	一五	脊柱に著しい変形又は運動障害を残すもの
一	一六	上肢の三大関節中の二関節の用を廃したるもの
一	一七	下肢の三大関節中の二関節の用を廃したもの
一	一八	手の五の手指又は母指を含み四の手指を失つたもの
一	一九	一眼が失明し、他眼の視力が〇・六以下になつたもの
一	二〇	両耳の聴力が四十センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの
一	二一	手の五の手指又は母指を含み四の手指を失つたもの
一	二二	一眼が失明し、他眼の視力が〇・六以下になつたもの
一	二三	両耳の聴力が四十センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの
一	二四	神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの
一	二五	胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの

級 第	級 第	級 第	級 第	級 第	級 第
七	八	九	一〇	一一	一二
六	一	二	三	四	五
五	三	四	五	六	七
四	五	六	七	八	九
三	四	五	六	七	八
二	三	四	五	六	七
一	二	三	四	五	六

考 備	五 六 七 八 九
下肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの	
一手の母指以外の手指の指骨の一部を失つたもの	
一手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなつたもの	
一足の第三の足指以下の一又は二の足指の用を失したもの	
局部に神經症状を残すもの	
視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異状があるものについては、矯正視力について測定する。	一
手の指を失つたものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失つたものをいう。	二
手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、又は中手指節関節若しくは近位指節間関節（母指にあつては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。	三
足指を失つたものとは、その全部を失つたものをいう。	四
足指の用を廃したものとは、第一の足指は末節骨の半分以上、その他の指は遠位指節間関節以上を失つたもの又は中足指節関節若しくは近位指節間関節（第一の足指にあつては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。	五
各障害等級の身体障害に該当しない身体の障害であつて、各障害等級の身体障害に相当するものは、当該障害等級の身体障害とする。	六